

自動継続投資約款

1. 約款の趣旨

- (1) この約款は、お客さまと当組合との間の、当組合で取り扱う投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）のうち別に定める自動継続（累積）投資対象商品（以下「対象商品」といいます。）にかかる自動継続（累積）投資契約に関する取り決めです。
- (2) 当組合は、この約款に従って対象商品の自動継続（累積）投資契約（以下「契約」といいます。）をお客さまと締結します。
- (3) この約款に別段の定めがないときには、当該対象商品の交付目論見書（投資信託説明書）およびお客さまと当組合との間の投資信託取引約款その他約款・規定並びに関係法令等に従って取扱います。

2. 申込方法

- (1) この契約のお申込みは、原則としてお客さまが当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、記名押印し、これを対象商品の取扱いをしている当組合の本支店（以下「取扱店」といいます。）に提出することによって、契約を申し込むものとします。
- (2) この契約が締結されたときは、当組合はただちに自動継続（累積）投資口座（以下「累積投資口座」といいます。）を開設し、この約款と申込書のお客さま控えを交付または送付します。
- (3) (1)の申込書に使用された印章および記載された氏名または名称、代理人、住所等をもってお客さまのお届出の印鑑、氏名または名称、代理人、住所等とします。ただし、お届出の印鑑は、指定預金口座と同一の印章に限りします。

3. 金銭の払込み

- (1) お客さまが自動継続（累積）投資取引により対象商品を取得する場合、1回の払込みについては金額指定の方法によるものとし、対象商品ごとに当組合が別に定める申込単位の金銭（当初元本価額1口＝1円）をその口座に払い込むものとします。
- (2) 「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」に基づき、お客さまが、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定（以下「つみたて投資枠」といいます。）または特定非課税管理勘定（以下「成長投資枠」といいます。）において、自動継続（累積）投資取引により取得の申込みができる対象商品は別に定めるものとします。
- (3) 「しんくみ投資信託自動積立サービス」による取得の場合は、別に定める「しんくみ投資信託自動積立規定」によるものとし、つみたて投資枠または成長投資枠を利用した投資信託の積立のお申込みをされる場合には、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」にも従うものとします。

4. 取得方法、時期および価額

- (1) 当組合は、お客さまから取得のお申込みのあったとき、当該対象商品をただちに取得します。
- (2) (1)の購入価額は、対象商品ごとに別に定める日の基準価額とします。
- (3) 取得された当該対象商品の所有権ならびにその元本またはその収益分配金に対する請求権は、当該取得日からお客さまに帰属するものとします。

5. 口座管理

- (1) この契約に基づきお客さまが取得した対象商品は、お客さまと当組合との間の証券振替決済口座管理規定の定めに従い、振替決済口座に記載または記録して管理します。
- (2) 当組合は、契約にかかる対象商品の管理について、当組合所定の口座管理料を申し受けることがあ

ります。

6. 収益分配金の再投資

- (1) 5. の規定により管理される対象商品の収益分配金については、原則として毎計算期間終了日（決算日）の翌営業日に、お客さまに代わって当組合が受領のうえ、その全額から税金等を差し引いた金額をお客さまの累積投資口座に繰り入れ、その金額をもって各計算期間終了日（決算日）の基準価額で、当該対象商品を取得します。この場合、取得にかかる手数料は無料とします。
- (2) (1)の最低取得単位は、3. にかかわらず1円以上1円単位とします。

7. 収益分配金の再投資の停止・再開等

- (1) 6. (1)による対象商品の収益分配金の再投資を停止する場合には、原則として当組合所定の書面に必要事項を記入のうえ、記名押印し、これを当組合の取扱店に提出してください。この場合、当組合は6. (1)にかかわらず、当該収益分配金を指定預金口座に入金するものとします。
- (2) 前記(1)で停止した再投資を再開する場合には、原則として当組合所定の書面に必要事項を記入のうえ、記名押印し、これを当組合の取扱店に提出してください。

8. 換 金

- (1) 当組合は、この契約に基づく対象商品について、お客さまから換金の請求を受けたときは、対象商品ごとに別に定める日の換金時の基準価額から信託財産留保額、所得税等を差し引いた金額で、これを換金し、その金銭を指定預金口座に入金するものとします。
- (2) (1)の請求は、当組合所定の手続きによって行うものとします。

9. 解 約

- (1) この契約は、次のいずれかに該当したときに解約されるものとします。
 - ① お客さまから解約のお申し出があったとき
 - ② 振替決済口座が解約されたとき
 - ③ 当組合が自動継続（累積）投資業務を営むことができなくなったとき
 - ④ 対象商品が償還されたとき
- (2) 当組合は、引続き3か月を超えて、この契約による振替決済口座の残高がない場合には、この契約を解約させていただくことがあります。
- (3) この契約が解約されたときは、当組合は遅滞なくお客さまの累積投資口座で管理中の金銭については指定預金口座に入金するとともに、この契約に係る投資信託についてはお客さまの指示に従いお取扱いします。

10. 申込事項等の変更

改名、転居ならびにお届出の印章の変更など申込事項に変更があったとき、またはお届出の印章等を失ったときは、お客さまはただちに当組合所定の手続きによって取扱店にお届けください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

11. その他

当組合は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いしません。

12. この約款の変更

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の約款の内容ならびにそ

の効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以 上

平成18年12月 1日	制定
平成19年 9月30日	変更
平成19年11月 1日	変更
平成26年 1月 1日	変更
平成27年 8月 1日	変更
平成28年10月 3日	変更
平成29年11月21日	変更
令和 2年 4月 1日	変更
令和 2年12月 1日	変更
令和 4年 1月 4日	変更
令和 5年10月 2日	変更
令和 6年 2月 5日	変更
令和 7年 9月 1日	変更

自動継続投資約款対象商品

ファンド名	委託会社名	申込単位	購入価額	換金価額※
インデックスファンド225	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	5,000円以上1円単位	買付日当日の基準価額	解約日当日の基準価額
インデックスファンドTSP	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	1万円以上1円単位	買付日当日の基準価額	解約日当日の基準価額
ダイワ・バリュー株・オープン	大和アセットマネジメント株式会社	1万円以上1円単位	買付日当日の基準価額	解約日当日の基準価額
ダイワ好配当日本株投信	大和アセットマネジメント株式会社	1万円以上1円単位	買付日当日の基準価額	解約日当日の基準価額
MHAM株式オープン	アセットマネジメントOne株式会社	1万円以上1円単位	買付日当日の基準価額	解約日当日の基準価額
ロボット・テクノロジー関連株ファンド -ロボテック-	大和アセットマネジメント株式会社	1万円以上1円単位	買付日翌営業日の基準価額	解約日翌営業日の基準価額
グローバル・フィンテック株式ファンド	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	1万円以上1円単位	買付日翌営業日の基準価額	解約日翌営業日の基準価額
ニッセイSDGsグローバルセレクトファンド（資産成長型・為替ヘッジなし）	ニッセイアセットマネジメント株式会社	1万円以上1円単位	買付日翌営業日の基準価額	解約日翌営業日の基準価額
デジタル・トランスフォーメーション株式ファンド	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	1万円以上1円単位	買付日翌営業日の基準価額	解約日翌営業日の基準価額
グローバル・ヘルスケア&バイオ・ファンド（健次）	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	1万円以上1円単位	買付日翌営業日の基準価額	解約日翌営業日の基準価額
インデックスファンドNASDAQ100（アメリカ株式）	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	1万円以上1円単位	買付日翌営業日の基準価額	解約日翌営業日の基準価額
グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	1万円以上1円単位	買付日翌営業日の基準価額	解約日翌営業日の基準価額
世界のサイフ	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	1万円以上1円単位	買付日翌営業日の基準価額	解約日翌営業日の基準価額
ドルマネーファンド	アセットマネジメントOne株式会社	1万円以上1円単位	買付日翌営業日の基準価額	解約日翌営業日の基準価額
ニッセイ高金利国債債券ファンド	ニッセイアセットマネジメント株式会社	1万円以上1円単位	買付日翌営業日の基準価額	解約日翌営業日の基準価額
ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）	大和アセットマネジメント株式会社	1万円以上1円単位	買付日翌営業日の基準価額	解約日翌営業日の基準価額

ファンド名	委託会社名	申込単位	購入価額	換金価額※
ハイグレード・オセアニア・ ボンド・オープン（年1回決算型）	大和アセットマネジメント株式会社	1万円以上1円単位	買付日翌営業日の基準価額	解約日翌営業日の基準価額
明治安田外国債券オープン （毎月分配型）	明治安田アセットマネジメント株式会社	1万円以上1円単位	買付日翌営業日の基準価額	解約日翌営業日の基準価額
明治安田外国債券オープン	明治安田アセットマネジメント株式会社	1万円以上1円単位	買付日翌営業日の基準価額	解約日翌営業日の基準価額
米国国債ファンド 為替ヘッジなし（年1回決算型）	大和アセットマネジメント株式会社	1万円以上1円単位	買付日翌営業日の基準価額	解約日翌営業日の基準価額
MHAM J-REITインデックスファンド（毎月決算型）	アセットマネジメントOne株式会社	1万円以上1円単位	買付日当日の基準価額	解約日当日の基準価額
MHAM J-REITインデックスファンド（隔月決算型）	アセットマネジメントOne株式会社	1万円以上1円単位	買付日当日の基準価額	解約日当日の基準価額
MHAM J-REITインデックスファンド（年1回決算型）	アセットマネジメントOne株式会社	1万円以上1円単位	買付日当日の基準価額	解約日当日の基準価額
ダイワ・US-REIT・オープン （為替ヘッジなし・奇数月決算型）	大和アセットマネジメント株式会社	1万円以上1円単位	買付日翌営業日の基準価額	解約日翌営業日の基準価額
ニッセイ世界リートオープン （毎月決算型）	ニッセイアセットマネジメント株式会社	1万円以上1円単位	買付日翌営業日の基準価額	解約日翌営業日の基準価額
GW7つの卵	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	1万円以上1円単位	買付日翌営業日の基準価額	解約日翌営業日の基準価額
スーパーバランス（毎月分配型）	明治安田アセットマネジメント株式会社	1万円以上1円単位	買付日翌営業日の基準価額	解約日翌営業日の基準価額
ダイワ・マルチアセット・ファンド・シリーズ（奇数月分配型）安定重視ポートフォリオ	大和アセットマネジメント株式会社	1万円以上1円単位	買付日翌営業日の基準価額	解約日翌営業日の基準価額
ダイワ・マルチアセット・ファンド・シリーズ（奇数月分配型）インカム重視ポートフォリオ	大和アセットマネジメント株式会社	1万円以上1円単位	買付日翌営業日の基準価額	解約日翌営業日の基準価額
ダイワ・マルチアセット・ファンド・シリーズ（奇数月分配型）成長重視ポートフォリオ	大和アセットマネジメント株式会社	1万円以上1円単位	買付日翌営業日の基準価額	解約日翌営業日の基準価額
グローバル3倍3分法ファンド （1年決算型）	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	1万円以上1円単位	買付日翌営業日の基準価額	解約日翌営業日の基準価額
スマート・ファイブ（1年決算型）	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	1万円以上1円単位	買付日翌営業日の基準価額	解約日翌営業日の基準価額

ファンド名	委託会社名	申込単位	購入価額	換金価額※
三菱UF J ライフセレクトファンド(安定成長型)	三菱UF J アセットマネジメント株式会社	1万円以上1円単位	買付日翌営業日の基準価額	解約日翌営業日の基準価額

【自動積立専用ファンド】

ファンド名	委託会社名	申込単位	購入価額	換金価額※
iFree 日経225インデックス	大和アセットマネジメント株式会社	(自動積立により) 1万円以上1千円単位	買付日当日の基準価額	解約日当日の基準価額
年金積立 J グロース	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	(自動積立により) 1万円以上1千円単位	買付日当日の基準価額	解約日当日の基準価額
iFree 外国株式インデックス (為替ヘッジなし)	大和アセットマネジメント株式会社	(自動積立により) 1万円以上1千円単位	買付日翌営業日の基準価額	解約日翌営業日の基準価額
iFree S&P500インデックス	大和アセットマネジメント株式会社	(自動積立により) 1万円以上1千円単位	買付日翌営業日の基準価額	解約日翌営業日の基準価額
iFree 新興国株式インデックス	大和アセットマネジメント株式会社	(自動積立により) 1万円以上1千円単位	買付日翌営業日の基準価額	解約日翌営業日の基準価額
iFree 8資産バランス	大和アセットマネジメント株式会社	(自動積立により) 1万円以上1千円単位	買付日翌営業日の基準価額	解約日翌営業日の基準価額

※換金時に信託財産留保額が徴収されるファンドについては、当該価額から信託財産留保額を差し引いた価額が、実際の換金価額となります。